



European IPR Helpdesk

概況報告書

Horizon 2020におけるIP管理方法:プロジェクト実施及び 終結

2015年7月¹

1.	実施段階.....	2
1.1	アクセス権.....	2
1.2	成果物の所有権.....	3
1.3	成果物の保護.....	5
1.4	成果物の利用.....	6
1.5	成果物の普及.....	7
2.	プロジェクトの終結.....	9
2.1	プロジェクト終結後の義務.....	9
	有益な資料.....	11

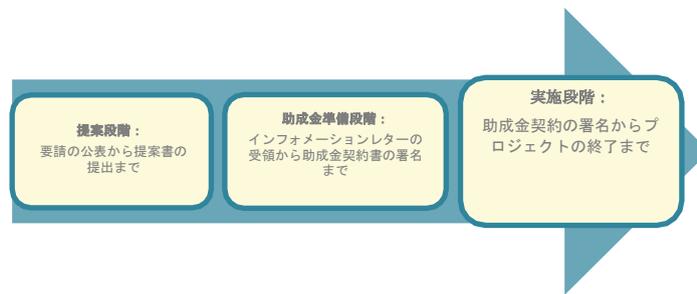
序文

Horizon 2020プロジェクト提案書の評価に合格し、[助成金報告書 \(GA\)](#) 及び [コンソーシアム契約書](#)に最終的に署名した。参加者がEUから資金提供を受けるプロジェクトの実施を開始するときである。

したがって、知的財産 (IP) に関して、実施段階は、Horizon 2020の主要な目標としてのプロジェクト成果物の利用及び普及として特に重要性を呈する。Horizon 2020シリーズのこの最終的な概況報告書²は、したがって、参加者のプロジェクトの実施中に創出されたIPの利用及び普及に道を開くために参加者が従う必要がある段階を明らかにする。

¹ この概況報告書は2014年4月に最初に公表され、2015年7月に改訂された。

² European IPR Helpdeskは、提案段階及び助成金準備段階でIP管理に関する以前に2つの概況報告書を既に公表している。European IPR Helpdesk [library](#)にアクセスできる。



1. 実施段階

1.1 アクセス権

助成金契約書及びコンソーシアム契約書の署名の後、プロジェクト実施を開始するときとなる。プロジェクト・[ワークパッケージ](#)詳細に記載されている研究作業は、確定された時間調整及び[マイルストーン](#)に従って進められる。

したがって、他のパートナーがプロジェクトに関する各自の作業を実施し、及び／又は各自の成果物を利用するために、プロジェクトパートナーが各自の[バックグラウンド](#)及び創出した[成果物](#)の[アクセス権](#)を付与する必要があるのは実施段階中となる。要求は書面で行わなければならない、各自のコンソーシアム契約書で決定されるときは、受取りの確認を例えば電子メールの様式によることができる。アクセス権を付与する参加者は、特に、アクセス権を何らかの条件に限定させたい場合には、契約（例えば、より強力な秘密保持の誓約）を締結することを要求することができる。

目的	バックグラウンドへのアクセス	成果物へのアクセス
プロジェクトの実施	助成金契約書に登録される前に参加者が別途合意しない限り、ロイヤルティー無償	ロイヤルティー無償
所有しているプロジェクト成果物の利用	契約に従い、アクセス権は、公正かつ適切な条件で付与されなければならない（ロイヤルティー無償で付与される）。	

1.2 成果物の所有権

参加及びモデル助成金契約書に関するHorizon 2020規則により、プロジェクトの成果物は、その成果物を創出する参加者に帰属する。ほとんどのプロジェクトの共同の性質を考慮すると、成果物には数名の参加者により共同で開発されることが起こり得る。したがって、共同所有権の状況が生ずる場合がある。

1.2.1 共同所有権

Horizon 2020において、成果物は、次の場合、共同で所有される。

- i. 成果物が二名以上の参加者により共同で創出された場合
- ii. 次のいずれかが不可能な場合
 - a. 個々の受益者の寄与の確定
 - b. 保護の取得又は維持のため、申請の目的での成果物の分離

ほとんどの場合、共同所有権は、極めて特別の状況、主に成果物の技術上の性質のために生ずる。

成果物の共同所有権に関する規則をコンソーシアム契約書に規定することは良い対処法となる。ただし、この契約はプロジェクトの開始³及び成果物の作出の前に効力を生ずるので、参加者は、プロジェクト実施中に、各自の所有権を行使する配分及び条件を具体的に明示し、個別の**共同所有権契約書**を締結しなければならない。

コンソーシアム契約書又は共同所有権契約書で別途合意のない限り、既定の助成金契約規則により、各共同所有者は、他の共同所有者が次のことを与えられるときは、共同所有成果物を利用するために第三者に対して非独占的な許諾を付与することができる。

- i. 少なくとも45日前の通知
- ii. 公正かつ合理的な補償

共同で所有される成果物を管理することによる複雑な性質を考慮すると、参加者は、契約書に基づき決定し、成果物が作出されたときは、異なる所有権体制を実施する可能性もある。実際、参加者は、助成金契約に基づき成果物譲渡に関する規則に従い、例えば共同所有者の一名に所有権を譲渡することを決定することができる。

共同所有権に関する詳細は、libraryで入手できる概況報告書「IP共同所有権」で提供される。

³ 概況報告書「Horizon 2020におけるIP管理：助成金準備段階」を参照。European IPR Helpdesk [library](#)で入手可能。

1.2.2 成果物の譲渡

成果物の所有権を他の当事者に譲渡することは、實際上、Horizon 2020に参加する者には可能である。ただし、各自の成果物の所有権を譲渡する場合には、参加者が各自の助成金契約で確定された要件に従うことが原則となる。

- 受益者が助成金契約に基づく参加者の義務⁴を新所有者に移転させ、その所有者がその後の譲渡においてこれを移転する義務を当該新所有者に負わせなければならないので、譲渡は**契約（書面によることが望ましい）**によるべきである。
- 譲渡が予定される少なくとも**45日前**に、成果物へのアクセス権をその時に有している（又はその時に要求することができる）他のコンソーシアムパートナーに対して新所有者に関する十分な情報について**事前通知**がなされる。事前通知の権利は、コンソーシアム契約を通じて通常なされる別途特定される第三者への譲渡の場合には、放棄することができる。
- 助成金契約書において規定されるときは、参加者は、**Horizon 2020に関わりのないEU域外国で第三者に対して譲渡が予定される場合には**、次の情報等を含め、欧州委員会に事前に正式の承認を要請する義務を負う。
 - (i) 該当の成果物の特定
 - (ii) 成果物の新所有者及び利用の計画又は可能性
 - (iii) 譲渡又は許諾によるEU競争力及びその整合性並びにその倫理原則及び安全性の配慮に対する影響の可能性

この届出は、プロジェクトの終了から4年まで行わなければならない。

所有権譲渡に関して詳しくは、libraryで入手できる概況報告書「知的財産商品化：譲渡契約」で提供される。

⁴移転されなければならない義務とは、共同所有権（第26.2項）、委員会による所有権（第26.4項）、成果物の保護（第27条）、利用（第28条）、普及（第29条）、譲渡及び許諾（第30条）及びアクセス権（第31条）をいう。

1.3 成果物の保護

成果物の保護は、効率的な利用がその保護に依存しているので、Horizon 2020において実際上最も重要となる。したがって、参加者は、成果物が作出されるときは、その保護の可能性を評価しなければならない。

成果物が商業上又は工業上に利用されると、並びにその保護が可能であり、適切であり、又は正当であると合理的に期待される場合には、参加者は、該当の期間、かつ適切な領域で、成果物の十分な保護を提供しなければならない。したがって、IP保護は予想される商業上又は工業上の利用にとって不可欠であるが、それにもかかわらず、必ずしも義務的ではない。

最も相応しいIP保護の形態の選択並びに期間及び地理的範囲は、該当の成果物（発明か、ソフトウェアか、又はデータベースか）に依ると同時に、コンソーシアムパートナーの利用及び正当な利益に関するビジネス計画に依る。

対象事項	特許	実用新案	工業デザイン	著作権	商標	秘密情報
発明	X	X				X
ソフトウェア	X ⁵			X		X
科学作品				X		
製品のデザイン			X	X	X	
製品/サービス/プロジェクトの名称					X	
ノウハウ						X
ウェブサイト			X	X	X	

参加者の人員の保護活動について他のパートナーに通知することは義務的ではないが、特に共同IPの可能性を取り扱っている場合には、各自の成果物を保護するか否かを決定する前に、他のパートナーと協議することは良い対処法となる。

⁵ ソフトウェアの特許性は、EPC第52条(2)(c)及び(3)による特定事項として排除されていることを考えると、今なお争いのある問題である。ただし、欧州特許庁の拡大審判部は、コンピュータプログラムに関する請求が専門的な手段（ハードウェアの要素）と定義し、又は使用している限り、特許性に傾いている。

1.3.1 成果物を保護しないと決定する場合に考慮すべきこと

参加者が成果物を保護しようとしなない場合には、他のコンソーシアムパートナー又は第三者に対してその譲渡を申し込み、その成果物の利用のより良い環境を整えることを考慮し、その保護を求めようとすることも良い対処法となる。

上記の譲渡が行われないとき、欧州連合の資金提供を受けた参加者は、法律上不可能な理由以外の理由で工業上又は商業上の適用が可能な成果物を保護しようとしなない場合、**最初に欧州委員会に通知せずに普及活動を実施しないこと**に配慮しなければならない。この通知は、プロジェクトの終了後4年まで義務的とする。

欧州委員会は、成果物が帰属する参加者の同意を得て、所有権を引き受け、それを保護するために必要な措置を講じることを決定することができる。この場合、委員会は、通知を受け取った日から45日以内に、関係参加者に正式に通知しなければならない。

1.3.2 保護を停止し、又は保護の延長を求めないことを決定する場合に考慮すべきこと

参加者は、例えば特許を維持するのに必要な手数料を以後支払わないと決定して保護を停止することを決定することができる。別の理由のために、参加者がそれ以上の分野の権利の保護を延長しないと決定する場合にも該当する。

この決定に直面する場合には、欧州連合の資金提供を受けている参加者は、次の場合を除き、保護が失効し、又はプロジェクトから4年まで延長がもはや不可能となる少なくとも60日前までに、**欧州委員会に通知しなければならない**。

- (a) 保護が商業上又は工業上の利用の可能性がなくなったことにより停止される場合
- (b) それ以上分野の延長が正当化されない場合

委員会は、通知を受け取ってから45日以内に、その決定についても参加者に通知しなければならない。

1.4 成果物の利用

欧州連合の資金提供を受ける参加者は、プロジェクト後4年まで**成果物利用の保証に向けての措置を講じるために最善の努力を尽くさなければならない**。これは参加者各自が所有した成果物を次のいずれかの分野で使用させるための措置を講じなければならないことを意味する。

- (a) 該当のプロジェクトの対象以外のその後の研究活動
- (b) 製品又は工程の開発、創出及び市販
- (c) サービスの開発及び提供
- (d) 標準化活動⁶

利用は、必ずしも参加者により直接行われることを要しない。実際、参加者は、別の法主体により自己の使用を確保することを選択することができる。そのような間接的な利用は、助成金契約

⁶ Horizon 2020における標準化の情報について、www.cencenelec.euでCEN- CENELECのウェブサイト参照のこと。実際的な情報及び連絡書雛形がある。[library](#)で入手できる概況報告書「R&Dプロジェクトにおける標準化」を参考にすることが勧められる。

書⁷で設定された要求事項に従い、成果物を許諾し、又はこれを第三者に譲渡することにより実施される。さらに、成果物の利用に関する詳細な義務は、ワークプログラムの指示に従い、具体的な助成金契約書に記載することができる⁸。

利用に関する情報の詳細は、libraryで入手できる概況報告書「公的研究成果物の利用手段」を参照。

1.5 成果物の普及

普及は、Horizon 2020において重要な役割を果たす。この状況において、普及とは、成果物の保護又は利用の結果から生ずる場合を除き、適切な方法による成果物の開示をいう。科学出版物、ウェブサイトでの一般的な情報、会議又は見本市への参加は、普及活動の例となる。

一般モデル助成金契約により、参加者は、各自の正当な利益に反しない限り、特に成果物の保護及び秘密保持に関する各自の誓約による必要な制約に従い、可能な限り速やかに**各自の成果物を普及する義務**を負う。**開示前に成果物を保護することは極めて重要**となる。そのような開示は、知的財産権、特に新規性を要する特許及び実用新案を許諾される参加者の機会を奪うことになり得る。したがって、プロジェクト期間中に、成果物の保護及びその普及のために、アクションの説明（GA付属書1）及びコンソーシアム契約書で確立された手順を整えるべきである。

普及活動の前に、その普及が各自のバックグラウンド又は成果物に重大な損害を及ぼすおそれがある場合には、他のパートナーが**拒否の権利**を行使するため、**他のパートナーは相談を受けるべきである**。一般モデル助成金契約書は、他のパートナーへの活動計画の通知及び他のパートナーの当該普及の拒否に関する条件を共に規定している。受益者は、この規定にかかわらず、各自のコンソーシアム契約書において異なる期限に同意することができ、したがって、普及活動を計画する際にコンソーシアム契約書の条項を再度検討することは望ましい。

1.5.1 秘密保持の維持

守秘義務又は秘密保持の義務を負っていない者に対して与えられる**書面又は口頭の情報は開示となる**ことに注目すべきである。その場合、開示は、プロジェクト成果物の保護のためのその後の申請に障害となり得る。したがって、主として、登録がなされていない、又は未だ決定されていないプロジェクト成果物に関して、情報を秘密に取り扱うことは極めて重要となる。

上記のほか、各自の組織において注意深く、かつ内部で秘密に取り扱うべきである。すなわち、各自の組織構造内に適切な管理システムを設置することによって、コンソーシアムが定める秘密保持義務を遵守することができる。事実、他の受益者から各自の組織に対してなされた秘密情報が開示される場合があり、逆も起こり得る。したがって、各自の組織内でどの情報が秘密と分類され、表示されるか（秘密保持の表示）を決定し、その他プロジェクトの実施中に有価な情報が喪失しないように管理する者を置くべきである。

⁷ 1.2.2.参照

⁸ 利用は、Horizon 2020において極めて重要であり、当機関のlibraryで入手できる概況報告書「Horizon 2020におけるIP管理」：提案段階で説明されているように、プロジェクトの開始から検討されるべきである。

秘密情報を内部で管理する方法

a) 従業員との秘密保持契約書の締結

- ✓ 従業員を参加者の組織と同一の義務を負わせるために、従業員との間で秘密保持契約書を整える。
- ✓ 従業員の間で秘密保持の重要性について喚起し、プロジェクト中、及びプロジェクトの後で、各自の義務を認識させる。

b) 秘密情報の安全な保管

- ✓ 文書に「秘密」と表示する
- ✓ 文書を別個に、安全に保管し、文書へのアクセスを制限し、監視する。
- ✓ 秘密保持義務が依然として有効かどうか、文書を返還若しくは破棄しなければならいかどうかを評価するために定期的に文書を見直す。

c) 他の受益者への情報の開示

- ✓ 伝達物の秘密の性質を評価するために開示前に見直す。

1.5.2 報告

普及活動の更に効果的な管理については、参加者は、各自の普及（及び利用）戦略を自己監視するために欧州委員会への報告を利用し、継続的にその戦略を見直すことができる。実際、一般モデル助成金契約書によると、定期的専門報告書には、成果物の利用及び普及に関する詳細を、付属書1で要求されるときは、成果物⁹の利用及び普及の最新計画を記載しなければならない。これに対して、最終専門報告書には、出版する価値のある活動の要旨を記載すべきである。

実際、補助金契約書で定められた相当の義務、普及活動は、特に成果物の市場志向型の利用¹⁰に積極的な効果をもたらす。これに関する主要な理由のひとつは、ワークショップの参加又はウェブサイトでの情報の公表のような普及活動により、参加者が「経済力及び望ましい市場志向型利用経路について反響を得る」¹¹ことが可能となることによる。

1.5.3 科学出版物へのオープンアクセス

各参加者は、Horizon 2020プロジェクト成果物に関する論文審査のある科学出版物の全てに対して、いかなるユーザーにも無料で、オンラインアクセスさせるオープンアクセスを保証しなければならない。このことは、参加者が各自の成果物を出版する義務を有するということでも、これが各自の利用計画に影響を及ぼすということでもない。実際、何よりも参加者は各自の成果物の保護を決定しなければならず、決定されたときは、普及が科学出版物¹²を通じて行われるか、いつ行われるかを検討しなければならない。

2. プロジェクトの終結

2.1 プロジェクト終結後の義務

プロジェクトの終結後、秘密保持、利用及び普及に関する義務等のIPR規定は、効力を維持する。その結果、参加者は、契約終了後の段階を適切に管理し、以下のことを考慮することを要する。

- アクションの実施中、及びプロジェクトの後4年間、一般モデル助成金契約に従い、参加者は、秘密と識別されるデータ、文書その他の資料（いかなる形態であれ）を秘密に取り扱わなければならない。その秘密保持期間は、各自のコンソーシアム契約において、コンソーシアムパートナー間で共有される情報については延長される場合があり、参加者が各自のプロジェクトでの秘密保持の誓約にどの程度の期間拘束されるかを知るために確認されるべきである。
- 成果物の利用を保証する手段は、プロジェクトの後4年まで実施されなければならない、参加者は各自の成果物の使用に誠実に関与することが要求される。
- 成果物を最初に保護せず、保護の停止又は延長の要求をしないことを決定せずにその成果物を普及させる場合には、EUの資金提供を受けている参加者は、プロジェクトの後4年まで、

⁹この問題については概況報告書の成果物の利用及び普及に関する計画に更に理解を要する。オンライン[library](#)で入手可能。

¹⁰ 研究を商業上のサクセスストーリーにどのように転換するか？ 2013年欧州連合、1部：
http://ec.europa.eu/research/industrial_technologies/pdf/how-to-convert-research-into-commercial-story-part1_en.pdf。で入手できる。

¹¹ 上掲参照

¹² オープンアクセスに関する詳細な情報は、以下「Horizon 2020における科学出版物及び研究データのオープンアクセスに関するガイドライン」で入手できる。：
http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/grants_manual/hi/oa_pilot/h2020-hi-oa-pilot-guide_en.pdf。
さらに、有意義な支援が[OpenAIRE initiative](#)で提供される。

助成金契約書に定める要求事項に従って事前に委員会に正式に通知しなければならない。

- 可能な場合には、成果物の保護の出願に財政的支援の表明を記載する必要性を含め、成果物を保護する義務は存続する。
- EUの資金提供に言及し、責任否認を記載する必要性を含め、普及義務は、依然として効力を維持する。
- 参加者はプロジェクト終結の後1年までアクセス権を要求することができ、したがって、この期間中、独占的許諾は他の該当のコンソーシアムパートナーからの事前の権利放棄書を必要とする。
- 成果物の譲渡に関する義務についても、効力を存続する。

プロジェクトにおいて成果物が誰に帰属するか明らかでないような場合には、共同所有権契約書、譲渡又は許諾契約書を草案することは助けとなります。助成金契約書又はコンソーシアム契約書における各自の義務の解釈に疑義がある場合、各自の利用戦略に支援を必要とするような場合には、**Helpline**にご連絡ください。

上記の事項その他無料で支援いたします。

有益な資料

詳しくは下記参照:

- 「Horizon 2020におけるIP管理：提案段階」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-IP-Management-H2020-Proposal-Stage>
- 「Horizon 2020におけるIP管理：助成金準備段階」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-IP-Management-H2020-Grant-Preparation-Stage>
- 「成果物の利用及び普及に関する計画」 <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Plan-for-the-Exploitation-and-Dissemination-of-Results-H2020>
- 「知的財産の商品化：知識移転ツール」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Knowledge-Transfer-Tools>
- 「知的財産の商品化：譲渡契約書」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Assignment-Agreements>
- 「IP 共同所有権」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-IP-Joint-Ownership>
- 「知的財産の商品化：許諾契約書」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Commercialising-IP-Licence-Agreements>
- 「公的研究成果物に関する利用手段」: <http://www.iprhelphdesk.eu/Fact-Sheet-Exploitation-Channels-for-Public-Research-Results>

連絡先

コメント、提案又はさらに詳しくは、下記に連絡ください。

European IPR Helpdesk
c/o infeuropa S.A.
62, rue Charles Martel
L-2134, Luxembourg

電子メール: service@iprhelpdesk.eu

電話: +352 25 22 33 – 333

ファクス: +352 25 22 33 – 334



© istockphoto.com/Dave White

EUROPEAN IPR HELPDESKについて

European IPR Helpdeskは、EU資金提供プロジェクトの現在及び将来の参加者に対し、知的財産（IP）及び知的財産権（IPR）について、情報、直接の助言を与え、IP及びIPR事項について研修することにより、認識を高めることを目的としています。このほか、European IPR Helpdeskは、特にEnterprise Europe Networkを通じて、多国籍パートナーシップ契約を交渉又は締結するEU SMEに対し、IP支援を提供します。提供されるサービスは、無料です。

Helpline: Helplineは、IPの問合せに対して3営業日以内に回答のサービスを行っています。当機関のウェブサイト www.iprhelpdesk.eu、電話又はファクスの登録によりご連絡ください。

ウェブサイト: 当機関のウェブサイトには、IP及びIP管理の様々な側面、特にEU資金提供プログラムに関する具体的なIP問題に関し、幅広い情報及び有益な文書を掲載しています。

ニュースレター及び活動報告書: 電子メールニュースレター及び活動報告書を購読することによりIPに関する最新のニュースを把握し、専門論文及びケーススタディーを理解します。

研修: 当機関は、9つの異なるモジュールから成る研修カタログを企画しています。当機関との開催の計画に関心をお持ちの場合には、training@iprhelpdesk.euに電子メールを送信してください。

責任の否認

本概況報告書は、当初、European IPR Helpdesk (2011- 2014)の前版の下で作成されました。その当時、European IPR Helpdeskは、欧州委員会との業務委託契約に基づき運営していました。

2015年から、European IPR Helpdeskは、助成金契約書No 641474に基づく欧州連合Horizon 2020研究及びイノベーションプログラムから資金提供を受けるプロジェクトとして運営しています。それは、中小企業（EASME）のための欧州委員会政策執行機関が、欧州委員会域内市場、産業、起業家及びSMEs事務総長により提出されるポリシーガイダンスによって管理しています。

本概況報告書はEUの財政支援によって作成されていますが、表現されている立場は著者の立場であり、必ずしも、EASME又は欧州委員会の公式の見解を表しているものではありません。EASME、欧州委員会及びEASME又は欧州委員会を代表する者のいずれも、本情報が使用されたことについて責任を負いません。

European IPR Helpdeskは高いレベルのサービスを提供するために努力しますが、本概況報告書の内容の正確性又は完全性について保証することはできず、本概況報告書の内容に依拠した結果として被る損失について、欧州委員会及びEuropean IPR Helpdeskコンソーシアムメンバーのいずれも、責任を負わず、又は説明責任を問われません。

当機関の完全な責任の否認は、www.iprhelpdesk.euで入手できます。

© European Union (2015)